

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査要領

平成17年8月4日

1. 調査対象施設及び調査対象機関

(1) 県有施設について

県有施設管理者。なお、本庁舎、合同庁舎及び一般公舎については総務学事課が調査を実施する。

(2) 民有施設等を賃借している県の施設について

賃借している県の機関。

(3) 県設立公社

当該公社。民有施設を賃借している場合は上記(2)と同様に調査を実施する。

(4) その他部局で特に必要を認められる施設について

県が出資している法人で、県民等の利用があり、調査が必要と認められる施設については、当該法人において調査を実施する。

2. 調査範囲

会議室、ホール、展示室、執務室、通路、倉庫、車庫、機械室、ボイラー室等。

なお、民有施設を賃借している場合は職員や県民等が利用する通路等の共有箇所についても調査を実施すること。

3. 調査対象建材等

(1) 調査対象建材

県有施設等に使用されている、次に掲げるもの(以下、「吹付けアスベスト等」という。)

吹付け石綿等

石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

* いわゆる「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石(パーミキュライト)」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの。

折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品。

(2) アスベスト等使用実態調査方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行う。さらに、目視を行い、吹付け等箇所について把握する。吹付け等が判明した場合は、分析業者に依頼し、アスベストが含有されているか否かを検査すること。

ただし、囲い込み状態(*ア参照)にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要があるなど目視による確認が困難なものについては目視を実施する必要はない。

また、調査時にばく露しないように十分注意すること。

- * ア 「囲い込み状態」 : 吹付け石綿等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。
- * イ 「封じ込め状態」 : 吹付け石綿等をそのまま残し、薬剤によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

吹付けアスベスト・吹付けロックウールの品目例

別紙 1 に示す30品目(吹付けアスベスト 9 品目、石綿を含有する吹付けロックウール 17 品目及び湿式石綿含有吹付け材 4 品目)(品目については、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断管理指針(平成 17 年 4 月)」及び環境省の「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」等を参考に作成したもの。)

- * なお、折板裏打ち石綿断熱材及び吹付けひる石(パーミキュライト)等と呼ばれているものについては、品目例を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

4 . 調査票の記入要領

記載例及び調査票の注意書きを参考に記載してください。

5 . 記入調査表提出期限

調査票 1 について...平成 17 年 8 月 31 日(水)

調査票 2 (1 ~ 7) について...平成 17 年 9 月 9 日(金)

調査票 2(8, 9) について(に追加する形で) ...平成 17 年 10 月 28 日(金)

6 . 提出先

各部主管課は調査票を取りまとめのうえ、環境生活部環境政策課の所属ユーザーあてに電子メールにて報告すること。

7 . その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベストを含有するボード類、床材及び保温材等は、本調査対象外としている。これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要があり、石綿障害予防規則(平成17年 2 月 24日厚生労働省令第21号)第 8 条、第 9 条に基づき、これらの使用状況について、把握に努める必要があるので注意すること。なお、参考資料として(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成 17 年 4 月)」の抜粋を添付するので参考にすること。

8 . 参考資料

- ・「吹付け石綿使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省 地方自治体向け手引き)【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省 事業者向け手引き) 1 / 2 【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省 事業者向け手引き) 2 / 2 【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf】
- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」
((財)日本建築センター)

吹き付けアスベスト・吹き付けロックウールの品名例

区 分		商 品 名
吹き付けアスベスト(石綿)の 商品名(例) (9商品)	2 通則 認定	トムレックス
		プロベスト
		ノザワコーベックス
		オパベスト
		サーモテックスA
		リンペット
		ヘイワレックス
		スターレックス
	2 個別 認定	防湿モルベスト

注1)昭和50年以降は施工していない。(1)

注2)トムレックスは、吹き付けを意味することで使用されている場合があるので、昭和50年以降の設計図書に、この商品名がある場合は、石綿含有の有無の確認が必要である。(1)

区 分		商 品 名
アスベスト(石綿)を 含有する 吹き付けロックウールの 商品名(例) (17商品)	2 通則 認定	スプレーテックス
		スプレーエース
		スプレイクラフト
		サーモテックス
		ニッカウール(昭和62年12月大臣指定取消し)
		プロベストR
		アサノスプレーコート
		バルカロック
		ヘイワレックス
		ベリーコートR
		スターレックスR(昭和57年7月大臣指定取消し)
		オパベストR
		タイカレックス
		浅野ダイアブロック(昭和50年10月大臣取消し)
		ノザワコーベックスR
湿式石綿含有吹き付け材 商品名 (4商品)	2 個別	吹き付けロックライト
		サンウェット
		トムウェット
		(アサノ)スプレーコートウェット
		バルカーウェット
		プロベストウェット

注3)昭和55年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の確認が必要である。(1)

注4)湿式石綿含有吹き付け材については、昭和63年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無が必要である。(1)

注5) 昭和55年以降に生産された製品には、石綿は含まれていない。(2、3)

【参考資料】

- 1:「既存建築物における石綿使用の事前診断監視指針」(平成17年7月 社団法人日本石綿協会)
- 2:「吹き付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省環境管理局大気環境課)
- 3:「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(昭和63年6月 日本建築センター)

県有施設等における吹付けアスベスト等使用状況調査票

公 所 名 :

担 当 者 名 :

連 絡 先 (TEL) :

1. 建物種別	2. 室・通路部分の用途 ¹	3. 室数等	4. 床面積	5. 吹付け等の形状 ²	6. 吹付け等面積 ³	7. 措置状況 ⁴	8. 判定結果 ⁵	9. 予定される対策 ⁶	備考
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				

1 目視又は図面の確認等により吹付け等が見つかった箇所の用途について記載してください。

2 見つかった吹付け等の種類(吹付け、折板裏打ち断熱材等)について記載してください。

3 吹付け等が見つかった箇所の面積について記載してください。

4 過去において対策を行っている場合は、行った対策(封じ込め、囲い込み、除去等)について記載してください。

5 アスベストの分析調査について、「分析調査中」、「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石」、「折板裏打ち石綿断熱材」、「石綿含有なし」から判定結果を記載してください。

6 8においてアスベストが含まれている場合に、予定される対策(封じ込め、囲い込み、除去等)について記載してください。

7 1～7については、平成17年9月9日(金)までに報告してください。

県有施設等における吹付けアスベスト等使用状況調査票(記載例)

公 所 名 : センター

担 当 者 名 : 環境太郎

連絡先(TEL): 017 - x x x - x x x x

1.建物種別	2.室・通路部分の用途 ¹	3.室数等	4.床面積	5.吹付け等の形状 ²	6.吹付け等面積 ³	7.措置状況 ⁴	8.判定結果 ⁵	9.予定される対策 ⁶	備考
センター	ボイラー室	1	80 m ²	特殊パーライト吹付け	40 m ²	封じ込め	吹付けアスベスト		
	車庫の屋根	1	40 m ²	折板裏打ち断熱材	40 m ²	措置なし	折板裏打ち石綿断熱材	除去	
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				
			m ²		m ²				

1 目視又は図面の確認等により吹付け等が見つかった箇所の用途について記載してください。

2 見つかった吹付け等の種類(吹付け、折板裏打ち断熱材等)について記載してください。

3 吹付け等が見つかった箇所の面積について記載してください。

4 過去において対策を行っている場合は、行った対策(封じ込め、囲い込み、除去等)について記載してください。

5 アスベストの分析調査について、「分析調査中」、「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石」、「折板裏打ち石綿断熱材」、「石綿含有なし」から判定結果を記載してください。

6 8においてアスベストが含まれている場合に、予定される対策(封じ込め、囲い込み、除去等)について記載してください。

7 1～7については、平成17年9月9日(金)までに報告してください。